

6-8 つくば市手話奉仕員養成講座事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

つくば市が実施する「手話奉仕員養成講座事業」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下、「障害者総合支援法」という）第 77 条第 1 項第 7 号に規定する意思疎通支援を行う者を養成する事業について、手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について（平成 10 年 7 月 24 日付け障企第 63 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知）（以下、「養成カリキュラム等通知」）に準じて行うものである。本事業により、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得したものを養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

2 業務概要

(1) 委託業務名

6-8 つくば市手話奉仕員養成講座事業業務委託

(2) 委託場所

つくば市内

(3) 委託期間

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日（3 年間）

(4) 業務内容

受託者は、養成カリキュラム等通知に基づき、以下の業務を実施する。

- a 講座事業実施計画の作成
- b 講座を担当する講師等との事業実施に係る打合せ業務
- c 講座実施会場の予約、使用申請、設営等
- d 講座事業の実施

1) 入門・基礎 日中コース 年 30 回開催

2) 入門・基礎 夜コース 年 30 回開催

※「養成カリキュラム等通知」にある手話奉仕員養成カリキュラムを行うためのテキストを使用するもの

e 講座参加者からの教材費用の徴収管理

f 講座を担当する講師等への謝礼支払い事務

g 講座参加者の管理名簿の作成管理

h 講座終了者（これと同等の能力を有する者を含む。）について、本人の承諾を得たうえでの奉仕員登録

i 委託者への事業実施報告、委託費の請求等

(5) 委託料限度額

ア 業務委託費は、12 カ月で、1,934,750 円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

イ 人件費は、301,000 円、事務費は、1,633,750 円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

ウ 人件費及び事務費は、各年度末に精算を行うものとする。

3 参加資格

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平

成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

- (4) 契約締結の日までの間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号)、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱(平成 6 年つくば市告示第 15 号)に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 2 条に規定する一般社団法人又は主に聴覚障害者等で構成される任意団体であること。
- (8) 聴覚障害者の社会参加活動及び日常生活への支援活動に 1 年以上の活動実績を有すること。
- (9) 別紙「6-8 つくば市手話奉仕員養成講座事業業務委託仕様書」で定める内容をすべて実施可能な法人その他団体であること。

4 資料の配布

(1) 配布する資料

- ア つくば市手話奉仕員養成講座事業業務委託公募型プロポーザル実施要領
- イ つくば市手話奉仕員養成講座事業業務委託仕様書
- ウ 提出書類一式

(2) 配布期間

令和5年(2023年)11月22日(水)9時から12月4日(月)17時まで

(3) 配布場所等

障害者地域支援室で配布する。また、市ホームページに掲載する。

5 参加申込書の提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加意向表明書(様式1)

イ 参加資格に関する誓約書(様式2)

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、市民税の各納税証明書一式:写し可(直近2年分)

※任意団体の場合は、代表者の市民税納税証明書を提出

エ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書:写し可(法務局発行)

オ 法人の定款又は寄付行為等:写し可

※任意団体の場合は、エ、オは不要。代わりに組織体制を示すものを提出
カ 印鑑証明書:原本(法務局に登録してあるもの)

※任意団体の場合は、代表者が市に印鑑登録したものの証明書を提出

(2) 提出部数

正本1部、副本1部の合計2部提出すること。

(3) 提出期間

令和5年(2023年)11月22日(水)9時から12月4日(月)17時まで

(4) 提出先

つくば市福祉部障害者地域支援室

(5) 提出方法

事前に電話等にて来庁日を連絡し、持参すること。郵送又はメールによる提出は不可とする。

(6) 辞退について

応募申込をした後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書（様式第5号）を令和5年（2023年）12月5日（火）までに提出すること。

6 参加資格の審査及び結果の通知

参加資格の確認を行い、令和5年（2023年）12月7日（木）までにプロポーザル参加資格審査結果通知書を郵送等により通知する。なお、参加資格を満たしていないとされた結果を受けた者については、その理由の説明を求めることができる。説明を求めることができる期間は、12月14日（木）までとする。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 応募申込書（様式4）

イ 誓約書（様式6）

ウ 法人概要及び法人実績（様式7）

※任意団体の場合は、法人を任意団体と読み替えて提出

エ 役員等名簿（様式8）

オ 応募動機等（様式9）

カ 運営に関する計画書（基本方針・運営体制・収支予算計画）
（様式10・11・12）

キ 見積書（委託期間分）（様式13）

ク 決算書（直近2年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書））*写し可
※任意団体の場合は、活動に係る費用の収支がわかるもの（直近2年間）

(2) 提出部数

正本1部、副本9部の合計10部提出すること。

(3) 提出期間

令和5年(2023年)12月8日(金)9時から令和6年(2024年)1月9日(火)17時まで

(4) 提出先

つくば市福祉部障害者地域支援室

(5) 提出方法

事前に電話又はFAX、メール等で来庁日を連絡し、持参すること。郵送又はメールによる提出は不可とする。

(6) 受理の取消

応募者が、応募受付の提出日から事業の委託決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は応募を取消し、審査及び選定の対象から除外する。

ア 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触を持った場合

(7) その他提出にあたっての留意事項

ア 提出書類はA4縦型フラットファイルに左綴じとし、書類にページを印字すること。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 書類提出にかかる費用は、応募者の負担とする。

エ 提出書類に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例(平成10年つくば市条例第20号)に基づき、当該書類を公開することがある。

8 審査

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、つくば市手話奉仕員養成講座事業業務委託候補者選定委員会を設置し、同選定委員会において企

画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 事業予定者の選定方法等

ア 応募申込書（様式４）及び添付書類による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し選定する。また、提出書類以外の書類は認めないものとする。

イ つくば市手話奉仕員養成講座事業委託候補者選定委員会の審査に基づき、市長が決定する。

ウ 選定の結果、委託予定者なしとする場合もある。

(3) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

評価項目	着眼点・視点
業務遂行能力 【35点】	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務を実施できる人員体制等となっているか（10点） ・これまでに受注した事業や現在取り組んでいる類似業務の実績について（10点） ・実施計画は、感染症等の影響による計画変更があっても、確実に事業の遂行が期待できる実施準備を含む計画となっているか（10点） ・緊急時等の連絡体制はとられているか（5点）
業務内容の理解 【15点】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的を十分に踏まえた提案がなされているか（10点） ・本市の手話奉仕員養成の必要性についての理解があるか（5点）
提案内容 【40点】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に関心のある市民が参加しやすい内容となっているか（15点） ・手話に関する知識や見識が効果的に本事業に生かされる内容となっているか（10点） ・事業への問合せや苦情等に関する対応方針やマニュアル等の整備がされているか（10点）

	・参加する市民の個人情報適切に管理されるか（5点）
価格・経費の妥当性【10点】	・本業務に係る見積価格や収支計画が妥当なものであるか（10点）

(4) 選定結果の通知

選定結果については、応募した全ての事業者にも文書により通知する。

なお、選定結果についての説明は、審査結果の通知日から1週間以内とする。

(5) 決定事業者の公表等

決定事業者名等を公表する。

9 契約締結までのスケジュール

実施内容	実施期日
プロポーザル実施の公表	令和5年（2023年）11月22日（水）
実施要領に関する質疑受付	令和5年（2023年）11月22日（水）～11月29日（水）
質疑回答	令和5年（2023年）12月4日（月）
参加申込書の受付	令和5年（2023年）11月22日（水）～12月4日（月）
参加資格審査結果の通知	令和5年（2023年）12月5日（火）～12月7日（木）
企画提案書の受付	令和5年（2023年）12月8日（金） ～令和6年（2024年）1月9日（火）
選定委員会の開催	令和6年（2024年）1月24日（水）～1月30日（火） （プレゼンテーションの実施予定）
審査結果の通知	令和6年（2024年）2月2日（金）（予定）
契約締結	令和6年（2024年）2月下旬（予定）

10 受託候補者との協議・契約

選考された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結する。

なお、受託候補者と本市との協議が整わない場合、または受託候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

11 質問方法等

(1) 受付期間

令和5年（2023年）11月22日（水）9時から11月29日（水）17時まで

(2) 提出方法

電子メールにて、質問書（様式3）を下記のメールアドレスに送信すること。必ず電話又はFAX、メール等で「つくば市手話奉仕員養成講座事業業務委託質問」を送信した旨を伝え、担当部署に着信したことを確認すること。なお、口頭による質問は受付しない。

電子メールアドレス：wef023@city.tsukuba.lg.jp

(3) 回答方法

実施要領等に関する回答については、令和5年（2023年）12月4日（月）までにホームページに掲載する。

12 担当部署（問合せ先）

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市福祉部障害者地域支援室

TEL:029-883-1111（内）2102 FAX:029-868-7544

E-mail:wef023@city.tsukuba.lg.jp